

年度	所属名	見積日	工事（委託）名	工事（委託）概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格（税込）	契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
5	農村整備課	R5. 7. 20	機殿下排水機場施設改修工事実施設計業務委託	機殿下排水機場設計業務 N=1式 立軸斜流ポンプ主エンジン整備補修	1	R5. 7. 25	三重県土地改良事業 団体連合会	三重県津市広明 町330番地	919, 600	913, 000	今回の改修の実施設計において、当該機場の劣化状況及び整備履歴から総合的に整備内容を判断することが求められる。土地改良施設維持管理適正化事業においては、三重県土地改良事業団体連合会（以降「土地連」という。）に施設についての助言や指導を受けており、日常の維持管理・点検も土地連で行っている。そのため、当該排水機場の劣化状況等を熟知していることから、本委託業務の目的に最も適した団体（事業者）である。また、土地連は、農業農村整備事業を実施する県内の土地改良区や市町を会員として、土地改良法第 111 条の 3 により規定された公益法人であり、同法第 111 条 4 第 1 項により「営利を目的としないこと」が要件とされていることから一般コンサルタントで設計積算を行うより経済的である。また、過去に排水機場の機能診断業務を行った独自の資料、図面等により審査等に係る赤字の係数を減らすことができる。これらを踏まえ、県内市町においても同規模の設計に携わると、専門的技術にも優れている土地連と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質・目的が競争入札に適さない場合」により、随意契約とした。	無	
5	農村整備課	R5. 9. 19	塚本船江地区換地等調整業務委託	【換地等調整業務】 地区内農地等状況調査 N=1式 合意形成促進 N=1式 地区内アンケート調査 N=1式 地域営農構想作成 N=1式 換地設計基準作成 N=1式	1	R5. 9. 22	三重県土地改良事業 団体連合会	三重県津市広明 町330番地	4, 543, 000	4, 444, 000	本業務は、塚本船江地区ほ場整備事業の実施に向けて、事業採択に必要な事業計画書を作成するための事前調査を行うものです。ほ場整備事業の従前の土地の調査、換地計画の作成、土地利用関係や農家の移行等を調査し、農用地の区画整理・大型化に伴う農用地の集団化、利用状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地利用集積を検討する上での合意形成等を進めることともに、換地計画策定の基準となる設計基準を基に、事業採択に必要な資料を作成するものです。業務の実行にあたり、三重県土地改良事業団体連合会では、県下における、ほ場整備事業に参画し、また、県下の同業務をすべて受託していること。本業務に必要とされる土地改良換地士を始め、技術者が多数在籍し、経験・知識も豊富であり、多くの関連情報を有していることから最適な成果が得られ、事業開始後の換地業務についても、一連の業務となることから三重県及び地元関係者との連携を図ることができ、最適な資料作成がおこなえること。以上のことから、当該業務は「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」と判断し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、三重県土地改良事業団体連合会と随意契約とした。	無	
5	農村整備課	R5. 9. 25	ため池豪雨・劣化状況評価業務委託	ため池豪雨耐性評価業務 N = 9箇所 ため池劣化状況評価業務 N = 9箇所	1	R5. 9. 29	三重県土地改良事業 団体連合会	三重県津市広明 町330番地	3, 340, 700	3, 201, 000	ため池整備事業は、平成25年度に行った、ため池一斉点検及びハザードマップの結果や過去のデータとの整合をとりつつ、堤体の健全度(耐震調査)について総合的な判断のもと改修の要否判定を行い、今後の改修計画に必要な資料の作成を行ってきた。令和2年度より防災重点農業用ため池の防災工事における特別措置法が施行され、耐震調査と新たに豪雨調査・劣化状況評価を含めた、ため池の総合的な解析、改修の要否判定を行い、改修計画に必要な資料を作成し、国の事業採択を受けることとなった。業務の実施にあたり、三重県土地改良事業団体連合会は、昭和52年から実施しているため池定期診断により本市のため池の状態を熟知しており、平成25年度よりため池一斉点検とハザードマップ作成及び耐震調査を行い、ため池の現状、下流域に及ぼす被害想定を把握していることから、改修の要否判定について的確な判断ができる。また、改修の優先度についても、耐震調査との結果を合わせた統一的な判断ができ、これまでの業務実施による現地調査、資料収集などの経費削減も見込める。これまでの一連の業務に対する責任の一元化も含め、本業務に必要な条件を唯一満たせることから、「公益法人三重県土地改良事業団体連合会」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	無	
5	農村整備課	R5. 10. 10	塚本船江地区一筆高低測量業務委託	【一筆高低測量業務】 現地踏査 L=2.7km 3級水準測量観測 L=2.7km 水準点設置 N=5点 一筆高低測量 N=25ha	1	R5. 10. 13	三重県土地改良事業 団体連合会	三重県津市広明 町330番地	2, 120, 800	2, 035, 000	本業務は、塚本船江地区の農地整備事業を実施する予定地区を対象として、調査・計画・換地業務及び施工のすべてに渡って基本となる地形図の作成を行うための一筆高低測量業務であり、将来の耕地区画、排水水路、農道、耕地の集団化等の整備を見こした整理が必要である。土地連は、塚本船江地区の事業実施に向けて地域への支援や現地調査等と、本業務と密接に関係する。「塚本船江地区換地等調整業務委託」を実施していることで、最適な資料作成が行えること。また、土地改良法に基づき、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とし設立された公益法人であり、会員である市町及び土地改良区等の土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助を事業として行っていることから県下における土地改良事業に多数参画しており、多くの関連情報を有していることや専門的な技術者が多数在籍し、経験・知識も豊富であり、信頼のおける団体である。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、土地連と随意契約とした。	無	

年度	所属名	見積日	工事（委託）名	工事（委託）概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格（税込）	契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
5	農村整備課	R5.10.23	岩内山口池地区事業計画書作成業務委託	事業計画書作成業務 N = 1.0式 路線測量 N = 1.0式 深淺測量 N = 1.0式 現地測量 N = 1.0式 基準点測量 N = 1.0式 水準測量 N = 1.0式	1	R5.10.27	三重県土地改良事業 団体連合会	三重県津市広明 町330番地	15,195,400	14,256,000	本業務は、県営ため池整備事業を行うにあたり、国の事業採択を受けるため、松阪市が主体となって事業計画書を作成するものです。業務の実施にあたり、土地連は、昭和52年から実施しているため池定期診断により本市のため池の状態を熟知しており、平成25年度にはため池一斉点検とハザードマップ作成を行い、ため池の現状、下流域に及ぼす被害想定を把握している。また、平成29年度には事業実施の基となる本池の耐震調査の解析業務、また令和4年度には豪雨耐性・劣化状況調査を実施し、その調査内容を基に事業計画書を策定していくため、結果を踏まえた適正な計画書が必要となることから関連性も非常に高い。事業計画書を作成するにあたり、これまで国・県のヒアリングに参加していることで豊富な知識と経験を有し、多くの関連情報を保有していることで適正な事業計画書の作成も可能となる。 以上のことから地方自治法施行令第167条2第1項第2号に基づき土地連と随意契約とした。	有	